

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

社会福祉法人尼崎市社会福祉事業団

全ての職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間

2. 内容

目標1

仕事と家庭の両立ができる規則の制定及び改正を行うとともに、職員への周知や情報提供を行う。

対策

- ・育児・介護休業法改正に伴い規則の制定及び改正を行う。
- ・管理職会議において管理職に説明後、職員への周知を図る。
- ・制度を利用しやすい風土の醸成。

職場内で業務内容、業務分担などを見直し、作業効率の改善に努める。

管理職自身の勤務時間管理の徹底。

- ・制度を利用する職員が30%以上とする。

目標2

年次有給休暇の取得日数を一人当たり年間7日以上とする。

対策

- ・施設長から行動計画について各職員に周知を図り、施設長は職員が計画的に、また連続した休暇が取得できるように周知を図る。
- ・休暇を取得しやすい風土の醸成。

職場内で業務内容、業務分担などを見直し、作業効率の改善に努める。

管理職自身の勤務時間管理の徹底。